

2023年4月1日

吸収合併に係る事後備置書類
(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事後開示事項)

神奈川県横浜市都筑区中川中央 2-6-3
ヒロセ電機株式会社
代表取締役社長 石井 和徳

当社は、2023年2月1日付で有限会社エー・ディー・ディー（以下、「ADD」といいます。）との間で締結しました吸収合併契約に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ADDを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）を行いました。

本件合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に規定する事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2023年4月1日
2. ADDにおける次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条および第787条の規定ならびに第789条の規定による手続の経過
 - ① 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）
該当事項はありません。
 - ② 新株予約権買取請求（会社法第787条）
ADDは、会社法第787条第1項第1号に定める新株予約権を発行していなかったため、本件合併においては、同条に定める手続は行っておりません。
 - ③ 債権者の異議（会社法第789条）
ADDは、会社法第789条第2項の規定により、同項に掲げる事項を2023年2月8日付の官報に公告し、かつ同日付で知れている債権者への個別の催告を行いました。所定の期間内に異議を述べたADDの債権者はいませんでした。

3. 当社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易合併）に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に関する事項の適用はありません。

(2) 会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

①反対株主の株式買取請求

本件合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易合併）に該当するため、会社法第 797 条の規定による請求に関する事項の適用はありません。

②債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定により、同条第 2 項に掲げる事項を 2023 年 2 月 8 日付の官報に公告し、かつ同日付で電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた当社の債権者はいませんでした。なお、本電子公告を行ったことから、知っている債権者への各別の公告は省略しております。

4. 本件合併により当社が ADD から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本件合併の効力発生日である 2023 年 4 月 1 日をもって、ADD の資産、負債その他一切の権利義務を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により ADD が備え置いた書面に記載がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別添 1 のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2023 年 4 月 11 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、本件合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以 上